

岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>岩手県<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u>交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 <u>農山漁村における定住、二地域居住及び都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図ることを目的とし、地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援するため、市町村が農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づいて事業を行う場合に要する経費及び国の実施要綱第3第2項に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により<u>交付金</u>を交付する。</u></p> <p>(<u>交付金</u>の交付の対象及び<u>交付額</u>)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する<u>交付額</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(経費相互間の流用の禁止)</p> <p>第3 別表第1の経費の欄に掲げる<u>1及び2</u>の経費は、区分相互間の流用を</p>	<p>岩手県<u>農業基盤整備促進事業費補助金</u>交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 <u>地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）別紙1別表、別紙3第3及び別紙5別表、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第4、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知）第4並びに中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1336号農村振興局長通知）別紙1第2、別紙2第2、別紙3-1第3、別紙3-2第2及び別紙3-3第2に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱、農業基盤整備促進事業実施要綱及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）（以下「国の実施要綱」と総称する。）に基づいて事業を行う場合に要する経費及び<u>事業実施主体</u>が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により<u>補助金</u>を交付する。</u></p> <p>(<u>補助金</u>の交付の対象及び<u>補助額</u>)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する<u>補助額</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(経費相互間の流用の禁止)</p> <p>第3 別表第1の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはな</p>

してはならない。

(交付金事業に要する経費の配分及び交付金事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業メニューの新設又は廃止

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5の2 広域振興局長(以下「局長」という。)は、予算の執行の適正を期するため、交付金事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 交付金事業者は、交付金事業の全部又は一部を交付金の交付により実施する場合において、当該交付金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該交付金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

らない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業メニューの新設又は廃止

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、農山漁村振興交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知)別表、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知)第11及び中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱(平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知)別表に掲げる軽微な変更以外の変更並びに土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)第8第11項に掲げる変更

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5の2 広域振興局長(以下「局長」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

旨の条件を付さなければならない。

- 3 交付金事業者は、交付金事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

- 第6 交付金事業者は、交付金の交付決定があった年度の12月31日現在における交付金事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに、岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金遂行状況報告書(様式第11号)により、広域振興局長に報告するものとする。

(前金払)

- 第7 局長は、必要があると認める場合は、交付金を前金払することがある。
2 交付金事業者は、前項に規定する交付金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金前金払請求書(様式第12号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

- 第6 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金遂行状況報告書(様式第8号)により、局長に報告するものとする。

(前金払)

- 第7 局長は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することがある。
2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金前金払請求書(様式第9号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

別表第1（第2関係）

区 分	経 費	交付率
事業費	1 市町村が国の実施要綱別表の(1)から(4)までに掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額(ただし、当該事業を行う場合に要する経費の2分の1(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)の全部又は一部の地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域及び豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯にあっては、10分の5.5以内)に相当する額を上限とする。)

別表第1（第2関係）

区 分	経 費	補助額
農山漁村振興交付金	事業実施主体が農山漁村振興交付金実施要領別紙1別表、別紙3別表及び別紙5別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農山漁村振興交付金実施要領別紙1別表、別紙3別表、及び別紙5別表により算出される額

<p><u>2 市町村が国の実施要綱別表の(5)に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</u></p>	<p><u>定額(ただし、当該事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額を上限とする。)</u></p>			<p><u>2 削除</u></p>	
			<p><u>農地耕作条件改善事業</u></p>	<p><u>事業実施主体が農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</u></p>	<p><u>農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第6及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表2により算出される額</u></p>
			<p><u>農業基盤整備促進事業</u></p>	<p><u>事業実施主体が農業基盤整備促進事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</u></p>	<p><u>農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知)第7及び土地改良事業関係補助金交付要綱別表(16)により算出される額</u></p>
			<p><u>中山間地域所得向上支援対策</u></p>	<p><u>事業実施主体が中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙1別表、別紙2別表1、別</u></p>	<p><u>中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局</u></p>

別表第2 (第8関係)					別表第2 (第8関係)				
条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日	条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	<u>岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u> 交付申請書 1 地区別事業内容及び配分表 2 その他局長が必要と認める書類	第1号 第2号	各1部	別に定める。	規則第4条の規定による書類	<u>岩手県農業基盤整備促進事業費補助金</u> 交付申請書 1 地区別事業内容及び配分表 2 その他局長が必要と認める書類	第1号 第2号	各1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<u>岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u> 変更(中止、廃止)承認申請書 1 地区別事業内容及び配分表 2 その他局長が必要と認める書類	第3号 第2号	各1部	<u>別に定める。</u>	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<u>岩手県農業基盤整備促進事業</u> 変更(中止、廃止)承認申請書 1 地区別事業内容及び配分表 2 その他局長が必要と認める書類	第3号 第2号	各1部	<u>変更(中止・廃止)の理由が生じた日から15日以内</u>
規則第13条第1項の規定による書類	<u>岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u> 請求(精算)書 1 実績報告書 2 収支精算書 3 <u>交付金</u> 精算 4 <u>精算交付額</u> 5 附帯事務費 6 <u>工事雑費</u> 7 その他局長が必要と認める書類	第4号 第5号 第6号 第7号 <u>第8号</u> 第9号 <u>第10号</u>	各1部	<u>別に定める。</u>	規則第13条第1項の規定による書類	<u>岩手県農業基盤整備促進事業費補助金</u> 請求(精算)書 1 実績報告書 2 収支精算書 3 附帯事務費 4 その他局長が必要と認める書類	第4号 第5号 第6号 第7号	各1部	<u>事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日</u>

様式第1号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 事 業 の 目 的

2 収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	県 費	市町村 費	その他	備 考

様式第1号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 事 業 の 目 的

2 収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	県 費	市町村 費	その他	備 考

1 <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u>	円	円	円	円	円	
(1) 事業費						
(2) 市町村等附帯事務費						
合 計						

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u>	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

1 <u>〇〇事業〇〇地区</u>	円	円	円	円	円	
(1) 事業費						
(2) 市町村等附帯事務費						
合 計						

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 <u>県補助金</u>	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金農業基盤整備促進事業等</u>	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

3 地区別事業内容及び配分表 (様式第2号のとおり)

4 事業の完了予定 年 月 日

5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱

様式第2号（別表第2関係） 別紙

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
<u>〇〇事業〇〇地区</u>	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

3 地区別事業内容及び配分表 (様式第2号のとおり)

4 事業の完了予定 年 月 日

5 添付書類 都道府県又は市町村の補助金の交付規程又は要綱

様式第2号（別表第2関係） 別紙

様式第3号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった事業の実施について、下記の理由により収支予算等を変更（中止、廃止）し〔金
円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、関係書類を添えて申請します。

（注）金額に変更がない場合は〔 〕の部分を除く。

記

変更の理由及び内容

（注）上記「関係書類」は、岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付申請書の「2 収支予算書」及び「3 地区別事業内容及び配分表」の様式に準じ作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

なお、地区別事業内容及び配分表の変更がない市町村分は「その他変更がない市町村分」として一括して記載して差し支えない。

様式第3号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった事業の実施について、下記の理由により収支予算等を変更（中止、廃止）し〔金
円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、関係書類を添えて申請します。

（注）金額に変更がない場合は〔 〕の部分を除く。

記

変更の理由及び内容

（注）上記「関係書類」は、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書の「2 収支予算書」及び「3 地区別事業内容及び配分表」の様式に準じ作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

なお、地区別事業内容及び配分表の変更がない市町村分は「その他変更がない市町村分」として一括して記載して差し支えない。

様式第4号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金請求（精算）書

年 月 日付けで指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった、年度岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり交付金の交付を請求（精算）します。

金	円	
<u>交付金</u> 交付額	金	円
内前金払受領額	金	円

備考 精算の結果、交付を受ける交付金がない場合には、「交付金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第4号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地			
	名称		
	代表者	氏 名	印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金請求（精算）書

年 月 日付けで岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

金	円	
<u>補助金</u> 交付決定額	金	円
内前金払受領額	金	円

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合には、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第5号（別表第2関係）

実績報告書

年 月 日付で 年度岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援
交付金事業が次のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (様式第6、7、8、9及び10号のとおり)
- 3 事業の成果 (様式第2号のとおり)
- 4 事業の完了 年 月 日

(注) 別紙様式第2号の財産管理台帳を添付すること。

様式第6号（別表第2関係）

収支精算書

区 分	事業費	交付額	県 費	市町村 費	その他	備 考
<u>農山漁村活性化プロ ジェクト 支援交付金</u>	円	円	円	円	円	
(1) 事業費 (2) 市町村等附帯事務 費						
合 計						

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

様式第5号（別表第2関係）

実績報告書

年 月 日付で 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事
業）が次のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (様式第6、7号のとおり)
- 3 事業の成果 (様式第2号のとおり)
- 4 事業の完了 年 月 日

(注) 別紙様式第2号の財産管理台帳を添付すること。

様式第6号（別表第2関係）

収支精算書

区 分	事業費	交付額	県 費	市町村 費	その 他	備 考
<u>〇〇事業〇〇地区</u>	円	円	円	円	円	
(1) 事業費 (2) 市町村等附帯事 務費						
合 計						

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 <u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u>	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u>	円	円	円	円	
合 計					

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 <u>県補助金</u>	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
<u>〇〇事業〇〇地区</u>	円	円	円	円	
合 計					

様式第7号（別表第2関係） 交付金精算

削除

区 分	本年度 交 付 決定額	本年度 精 算 事業費	精 算 交 付 額	概 算 払 受 領 額	差 引 交 付 額 未受領 (返還) 額	備 考
<u>農山漁村活性化プロ ジェクト 支援交付金</u> (1) 事業費 (2) 市町村等附帯事務 費	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1の(1)の精算交付額の欄には、様式第8号により算出した精算交付額を記載すること。

様式第8号（別表第2関係） 精算交付額

削除

区分	全体事業費	交付額算定交付率	交付限度額	本年度未進ちよく率	前年度までの交付済みの総額	本年度執行事業費	単年度精算交付額	本年度交付決定額	次年度以降調整額	精算交付額 (国費相当額)	備考
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)		
農山漁村 活性化プロジェクト支援交付金	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	
(1) 事業費											
〇〇											
△△											
□□											
合計											

- (注) 1 施設等ごとの内訳についても記載すること。
 2 「前年度までの交付済みの総額 (C)」は、前年度までの「精算交付額 (国費相当額) (H)」の合計を記入する。
 3 「単年度精算交付額 (E)」は、交付限度額 (A) × 本年度未進ちよく率 (B) - 前年度までの交付済みの総額 (C) の算式により求めるものとする。

- 4 「次年度以降調整額（G）」は、国の交付要綱第6第2項による額を記載するものとする。ただし、次年度以降調整額の合計額は本年度交付決定額（F）－単年度精算交付額（E）の合計額の範囲内とする。
- 5 「精算交付額（国費相当額）（H）」は単年度精算交付額（E）＋次年度以降調整額（G）とする。
- 6 「本年度交付決定額（F）」、「次年度以降調整額（G）」の施設等ごとに内訳については、実際の配分額、調整額を記入する。なお、国費の返還が必要となった場合は、「精算交付額（国費相当額）（H）」により返還額を算定することとする。

様式第9号（別表第2関係） 附帯事務費

区 分	事業費	交付額	県 費	市町村 費	その他	備 考
市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○						
○○町 ○○○ ○○○						
○○土地改良区 ○○○						
合 計						

様式第7号（別表第2関係） 附帯事務費

区 分	事業費	交付額	県 費	市町村 費	その他	備 考
市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○						
○○町 ○○○ ○○○						
○○土地改良区 ○○○						
合 計						

様式第 10 号 (別表第 2 関係) 工事雑費

削除

地 区 名	事業実施主 体	事 業 費	工 事 雑 費	備 考
<u>〇〇地区</u> <u>〇〇地区</u>	<u>〇〇市</u> <u>〇〇土地改</u> <u>良区</u> <u>〇〇土地改</u> <u>良区</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	
<u>合 計</u>				

様式第 11 号 (第 6 関係)

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 遂行状況報告書

年 月 日付け指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった事業の遂行状況について、岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業 遂行 状況

区 分	実施計画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

2 事業の完了予定日 年 月 日

様式第 8 号 (第 6 関係)

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地
名称
代表者 氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業 (〇〇事業) 遂行状況報告書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業 遂行 状況

区 分	実施計画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

2 事業の完了予定日 年 月 日

様式第 12 号 (第 7 関係)

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金前金払請求書

年 月 日付け指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった、岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、交付金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 内 訳

区 分	<u>交付金</u> 交付 <u>契約額</u>	前回までの 既受領額	今回請求額	差引残額
<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</u> (1) 事業費	円	円	円	円

様式第 9 号 (第 7 関係)

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

所在地	
名称	
代表者	氏 名 印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、岩手県農業基盤整備促進事業 (〇〇事業)について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

(2) 市町 村附帯事務 費				
合 計				

3 理 由

2 内 訳

区 分	補助金交付 決定額	前回までの 既受領額	今回請求額	差引残額
〇〇事業〇〇 地区	円	円	円	円
(1) 事 業費				
(2) 市 町村附帯事 務費				
合 計				

3 理 由

別紙様式第1号

第 号
平成 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印
所在地
名称
代表者 氏 名 印

消費税等仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日付け指令〇地〇第〇号で交付金の交付の決定のあった平成
年度岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、次のとおり報告し
ます。

記

- 1 交付金 交付額 金 円
- 2 交付金 の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 交付金 返還相当額 (3-2) 金 円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式第1号

(参考添付)

第 号
平成 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印
所在地
名称
代表者 氏 名 印

消費税等仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日付け指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定のあった平成
年度岩手県農業基盤整備促進事業 (〇〇事業)について、次のとおり報告
します。

記

- 1 補助金 交付額 金 円
- 2 補助金 の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金 返還相当額 (3-2) 金 円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式第2号

財産管理台帳

地区名	事業実施主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	交付金(国費相当額)	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	交付金返還額	
					円	円	円					円	
合計													

- 注1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載する。
 注2 交付金欄には、様式第8号による精算交付額(国費相当額)を()書きで記入する。なお、当該施設の処分等に当たって国費の返還を必要とする場合は当該国費相当額により返還額を算定することとする。

別紙様式第2号

(参考添付)

財産管理台帳

地区名	事業実施主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	交付金(国費相当額)	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	交付金返還額	
					円	円	円					円	
合計													

- 注1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載する。
 注2 交付金欄には、様式第8号による精算交付額(国費相当額)を()書きで記入する。なお、当該施設の処分等に当たって国費の返還を必要とする場合は当該国費相当額により返還額を算定することとする。

指令〇地 第〇号
住 所
法人又は氏名

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇年度岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援事業費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて交付金〇〇円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

平成〇年〇月〇日

〇〇広域振興局長 印

記

- 1 交付金交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成〇年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付申請書に添付の地区別事業内容及び配分表のとおりとする。
- 2 交付金事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 企第 381 号農林水産事務次官依命通知。）、岩手県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成 27 年〇月〇日付け農建第〇〇号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 交付金事業者は、交付金事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(参考添付)

岩手県指令〇広 第〇号
住 所
法人又は氏名

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金〇〇円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

平成〇年〇月〇日

〇〇広域振興局長 印

記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成〇年度岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書に添付の地区別事業内容及び配分表のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）、農業基盤整備促進事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2089 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱（平成 29 年〇月〇日付け農建第〇〇号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

4 交付金事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

(1) 交付金事業者は、交付金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して請求しなければならない。

(2) 交付金事業者は、交付金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

5 交付金事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、県からの交付金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

(1) 交付金事業者は、交付金請求を行うに当たって、終局受領者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して請求しなければならない。

(2) 交付金事業者は、交付金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終局受領者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受け

4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

(1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、県からの補助金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

(1) 補助事業者は、補助金請求を行うに当たって、終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの

て、これを返還しなければならない。

- 6 **交付金**事業者は、県補助金規則第9条第1項の規定により**交付金**の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、**交付金**事業の当該取消に係る部分に関し、既に**交付金**が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、**交付金**を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りではない。
- 7 **交付金**事業者は、**交付金**事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、又は国規則第5条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 8 **交付金**事業者は、**交付金**事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、**交付金**の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 9 **交付金**事業者は、前記8の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、**交付金**の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 10 〇〇広域振興局長は、**交付金**事業者が前記9の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。
- 11 **交付金**事業者は、この**交付金**の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から10までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。

返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

- 6 **補助**事業者は、県補助金規則第9条第1項の規定により**補助金**の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、**補助**事業の当該取消に係る部分に関し、既に**補助金**が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、**補助金**を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りではない。
- 7 **補助**事業者は、**補助**事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、又は国規則第5条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 8 **補助**事業者は、**補助**事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、**補助金**の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 9 **補助**事業者は、前記8の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、**補助金**の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 10 〇〇広域振興局長は、**補助**事業者が前記9の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。
- 11 **補助**事業者は、この**補助金**の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から10までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。

